

卓越研究員事業について (申請者 (若手研究者) 向け)

平成31年3月

文部科学省 科学技術・学術政策局
人材政策課 人材政策推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

卓越研究員事業とは・・・

- 卓越研究員事業では、多様な研究機関において、任期の定めのないポスト又はテニユアトラック制等を活用した安定性の高いポストでの研究を希望する優秀な若手研究者を募集します。
 - 卓越研究員に決定した優秀な若手研究者が安定かつ自立して研究を実施するため、研究機関に対してスタートアップに係る費用を支援します。
 - なお、研究機関の提示するポストは、機関の将来構想を踏まえたものであり、安定かつ自立して研究ができる環境を整備しているものです。提示されるポストは、若手研究者が自身の専門分野を超えて新たなキャリアパスに挑戦できるようなポストとなるよう努めているところです。
- ⇒ 若手研究者が本事業を活用して、多様な研究機関に挑戦し、安定かつ自立した研究環境でキャリアアップを図ることを期待します。

本日の説明内容

1. 事業の全体像

- ## 2. 各論
- ①研究機関からのポスト提示
 - ②ポストの公開
 - ③申請
 - ④卓越研究員候補者の選考方法等
 - ⑤当事者間交渉
 - ⑥「卓越研究員としての決定」及び「補助金による支援」
 - ⑦取組のフォローアップ

本日の説明内容

1. 事業の全体像

- ## 2. 各論
- ①研究機関からのポスト提示
 - ②ポストの公開
 - ③申請
 - ④卓越研究員候補者の選考方法等
 - ⑤当事者間交渉
 - ⑥「卓越研究員としての決定」及び「補助金による支援」
 - ⑦取組のフォローアップ

背景・課題

- 今後、**生産年齢人口の減少**が一層進む中、貴重な高度人材である**若手研究者の活用**を社会全体で無駄なく効率的に図ることが必要であり、**若手研究者と産学官の研究機関とのマッチングを促進**し、科学技術イノベーションの推進と我が国の持続的発展につなげていくことが必要。
- 特に、**産学官の研究機関が優れた若手研究者に安定かつ自立した研究環境を提供**し、自主的・自立的な研究に専念できるようにしていくことが我が国の研究力の向上を図る上で極めて重要。

事業概要

【事業の目的・目標】

- 優れた若手研究者が産学官の研究機関において安定かつ自立した研究環境を得て自主的・自立的な研究に専念できるよう、研究者及び研究機関に対する支援を行う。

【事業の概要】

- ① 卓越研究員の受入れを希望する大学、研究開発法人、企業等からポストを募集し、一覧化して公開
- ② 若手研究者に対して卓越研究員の公募を行い、厳正な審査を経て文部科学省が若手の卓越した研究者を候補者として選定
- ③ その後、卓越した研究者とポストを提示した研究機関が交渉を行い、マッチングが成立した候補者について、文部科学省が卓越研究員として決定
- ④ 卓越研究員を受け入れた研究機関に対し、一定の期間、研究費等を支援

2019年度の改善点

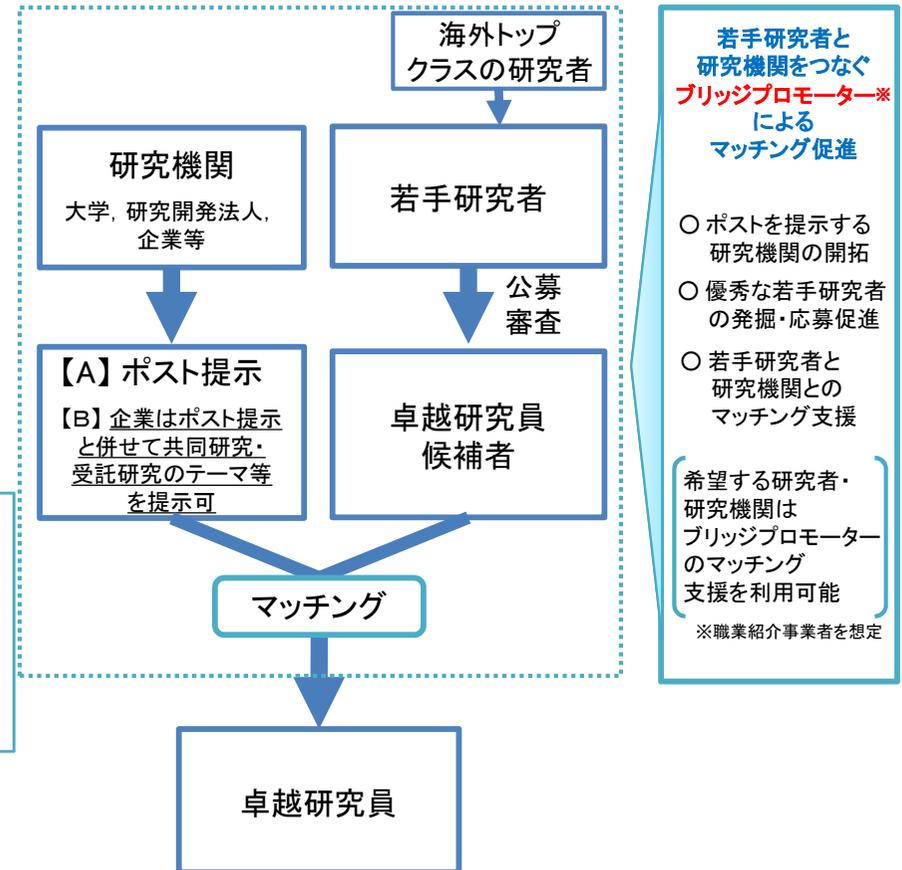
- 海外のトップクラスの研究機関で活躍し、帰国する研究者について特別枠を設け支援。
- 若手研究者と研究機関をつなぐブリッジプロモーターによるマッチング支援を導入
- 企業はポスト提示と併せて共同研究や受託研究のテーマ等を提示することができることとし、卓越研究員を雇用する企業が、当該卓越研究員を大学との産学連携活動に従事させる場合には、その間の産学連携活動費の1/2を上限（年間10百万円まで）に5年間支援することとする。（企業が1/2負担）※クロスアポイント制度や出向制度を活用した共同研究も想定。

【事業スキーム】

- ✓ 支援対象：国公立大学、国立研究開発法人、民間企業等
- ✓ 人数：70名程度（2019年度新規分）
- ✓ 支援内容：【A】若手研究者の研究費 年間6百万円（上限）/人（2年間）¹
 研究環境整備費 年間2～3百万円（上限）/人（5年間）
※1 人文・社会科学系は、400万円を上限
 【B】産学連携活動費 年間最大10百万円（上限）/人（最長5年間）²

※2 補助率1/2とし、企業負担額を上限。共同研究等の開始が2年目の場合、1年目は研究環境整備費のみ措置。

【事業イメージ】



- 【A】従前と同様、若手研究者の研究費と研究環境整備費を支援
- 【B】企業が卓越研究員を共同研究又は受託研究に従事させる場合は産学連携活動費の1/2を支援
※企業は【A】又は【B】を選択

(参考)卓越研究員事業の実績(平成31年1月30日時点)

	提示 ポスト数	応募者数	候補者数	採用決定者数		
				卓越 研究員	関連 研究者※	計
平成28年度	317(96)	849	176	87(5)	34(3)	121(8)
平成29年度	204(56)	517	170	72(3)	21(2)	93(5)
平成30年度	156(30)	494	200	55(4)	15(1)	70(5)

(注)()内は企業から提示のあったポスト数及び企業に採用された研究者数。

※関連研究者とは、卓越研究員事業を通じて研究機関から提示のあったポストに採用された卓越研究員以外の若手研究者をいう。

○平成30年度研究機関別決定者数 計 55名(36機関)

	機関名	卓越研究員数
1	室蘭工業大学	1
2	北見工業大学	1
3	岩手大学	1
4	東北大学	1
5	山形大学	2
6	筑波大学	1
7	群馬大学	1
8	千葉大学	2
9	東京大学	2
10	東京工業大学	2
11	電気通信大学	1
12	横浜国立大学	1
13	新潟大学	1
14	金沢大学	4
15	岐阜大学	1
16	名古屋大学	2
17	京都大学	1
18	京都工芸繊維大学	1

	機関名	卓越研究員数
19	奈良先端科学技術大学院大学	1
20	島根大学	1
21	岡山大学	2
22	広島大学	1
23	九州大学	2
24	熊本大学	1
25	大阪府立大学	1
26	東海大学	2
27	物質・材料研究機構	4
28	日本原子力研究開発機構	4
29	理化学研究所	1
30	産業技術総合研究所	3
31	宇宙航空研究開発機構	1
32	オンチップ・バイオテクノロジーズ	1
33	ソニーコンピュータサイエンス研究所	1
34	日立製作所	1
35	日本電子	1
36	公益財団法人がん研究会	1

2019年度公募における前年度（平成30年度）公募からの主な変更点

（1）卓越研究員候補者資格の継続

- ・2019年度中に当事者間交渉が完了しなかった卓越研究員候補者について、**候補者資格を2021年度まで継続可能**としました。
- ・平成30年度公募において、卓越研究員候補者に決定され、当該年度中にポスト提示機関との当事者間交渉が完了しなかった者については、2019年度に限り当事者間交渉に参加することを可能としました。

（2）当事者間交渉支援の導入

- ・産学官の研究機関をフィールドとして活躍できる優秀な若手研究者の発掘を促し、当事者間交渉がより一層円滑に進むよう、卓越研究員候補者と研究機関をつなぐための**当事者間交渉支援の導入**を予定しています。

（3）産学連携活動費による支援

- ・企業が提示したポストにおいて、卓越研究員に決定した若手研究者が安定かつ自立した研究環境を得るとともに、大学等との共同研究又は受託研究に参画する場合に、**産学連携活動費を補助金として交付**できることとしました。

卓越研究員事業の実施プロセス（2019年度公募）

研究機関

2019年1月24日～4月5日

①研究機関がポストを提示
※2月18日までに提示すれば2月下旬に公開

- 文部科学省は、主に、機関の属性、雇用形態、研究環境等の形式的な要件に関する適合性を確認
- 当該ポストで推進できる研究内容や雇用条件など、ポストの魅力については、申請者（研究者）が判断

5月下旬

④機関に申請者情報連絡

当事者間交渉（事前連絡）

7月上旬

⑥機関に候補者リスト連絡

⑦当事者間交渉

文部科学省

日本学術振興会（JSPS）

1月30日：研究機関向け公募説明会

2月下旬（予定）

※その後も随時追加公開

②ポストの公開

3月：申請者向け公募説明会
（東京2回、大阪1回）

5月～6月

⑤審査、候補者決定

7月上旬～9月

当事者間交渉（※）

卓越研究員決定、研究費・研究環境整備費又は産学連携活動費の支援
（交渉が完了した支援希望機関に対して）

若手研究者

（申請者/申請予定者）

3月22日～4月24日

③若手研究者が「卓越研究員」に申請

当事者間交渉（事前連絡）

7月上旬

⑥申請者に採否の通知

⑦当事者間交渉

※当事者間交渉（事前連絡を含む）は、各研究機関と、申請者又は卓越研究員候補者が自由に交渉。いずれの場合にも、各研究機関は公正で透明性の高いプロセスを経て選考。

<卓越研究員の活躍フィールド>

国公立大学、国立研究開発法人、民間企業等

本日の説明内容

1. 事業の全体像

- ## 2. 各論
- ①研究機関からのポスト提示
 - ②ポストの公開
 - ③申請
 - ④卓越研究員候補者の選考方法等
 - ⑤当事者間交渉
 - ⑥「卓越研究員としての決定」及び「補助金による支援」
 - ⑦取組のフォローアップ

- ❑ 全国の産学官の研究機関において、公募要領に示す要件に合致するポストを文部科学省に提示。文部科学省は、主に、研究分野や、研究環境等の形式的な要件に関する適合性を確認。

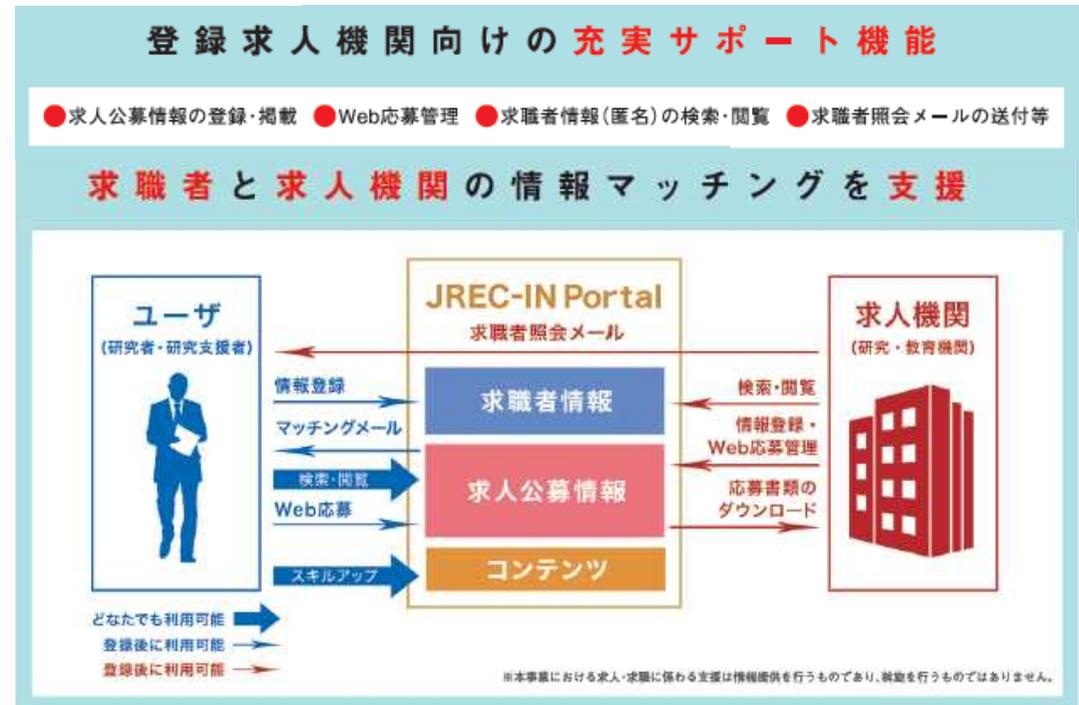
提示ポストの主な要件

- 研究機関：大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人、公設試験研究機関、日本国内に法人格を有する企業等
- 研究分野：人文学、社会科学及び自然科学の全分野
- 雇用形態：テニュアトラック制やこれと同趣旨の公正で透明性が高く、安定性の高い人事システムでの雇用、又は、任期の定めのない雇用。
- 研究環境：
 - ① 卓越研究員が、研究責任者若しくは若手研究責任者として、研究テーマを自ら設定し、研究を遂行できるよう、自立的な研究環境を構築すること。
例：メンターの配置、研究資金の措置、研究支援体制の充実、研究スペースの確保、共用機器の配置、主任指導教員としての大学院生の研究室への配置等
 - ② 研究活動に関するエフォートが50%以上であること。

□ 適合性を確認できたポストについて、日本学術振興会（以下「JSPS」という。）の**卓越研究員事業ウェブサイト**を通じて一覧化し、公開。また、**JREC-IN Portal**や**各研究機関のウェブサイト**においても公開。



https://www.jsp.go.jp/j-le/post_list.html



<https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop>

産学官の多様な研究機関において活躍しようとする若手研究者のうち、申請者（研究者）は、**以下の要件を全て満たしていることが必要**。

a. 学位取得等：次の①から③の要件を全て満たす者

- ① **博士の学位を取得**又は博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上、退学した者（いわゆる「満期退学者」）。
- ② **2020年4月1日現在、40歳未満**（ただし、臨床研修を課された医学系分野においては43歳未満）の者。なお、出産又は育児により、合計3か月以上の間、研究を中断した者（性別を問わない）については、個別の事情に応じ、1～2年程度、年齢要件について配慮。
- ③ 直近の5年間（2014年度以降）に研究実績（博士号取得者は博士論文を含めてもよい）があること。

b. 国籍：次の①又は②のいずれかに該当する者

- ① 日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人
- ② 我が国と国交がある国の国籍を有する者（台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。）

※前年度からの変更事項

・特になし。

○研究者_様式 1 及び研究者_様式 1 別紙

- ・氏名、博士号取得の状況、研究分野などの基本情報を様式 1 に記入。
- ・卓越研究員として取り組みたい研究テーマの概要や研究者自身のアピールポイントを様式 1 別紙に記入。

注意) 卓越研究員候補者に決定された場合（申請者の同意があれば、卓越研究員候補者決定前から）、様式 1 及び様式 1 別紙を、ポストを提示した研究機関に提供します。

このため、機密情報などは記入しないようご注意ください。

○研究者_様式2

①卓越研究員として取り組みたい研究テーマ

- ・研究目的・内容（課題設定・問題意識等を含む）
- ・研究計画・方法

②多様な研究機関でのリーダーとしての活躍可能性

- ・多様な機関での活躍可能性・自身の魅力（裏付け・エピソード等）

③業績等

- ・特筆すべき業績・経歴・経験等 3 件
- ・その他業績・経歴・経験等一覧

※前年度からの変更事項

- ・卓越研究員候補者に決定された場合に、申請書情報（研究者_様式1、研究者_様式1別紙及び「第一希望機関属性」）を文部科学省が委託契約を結ぶ当事者間交渉支援機関に提供する予定です。申請書情報の提供に了解の上、申請してください。
- ・申請概要（研究者_様式1別紙）2. アピールポイントの記載内容例に、「取得している資格・技術」、「取扱いできる機器」、「キャリアの展望」及び「希望勤務地や異分野への挑戦意欲」を追加しました。ポスト提示機関や当事者間交渉支援機関が参考としますので、積極的に記載してください。

○申請期間

2019年3月22日（金）10時から同年4月24日（木）17時まで
（期限厳守）

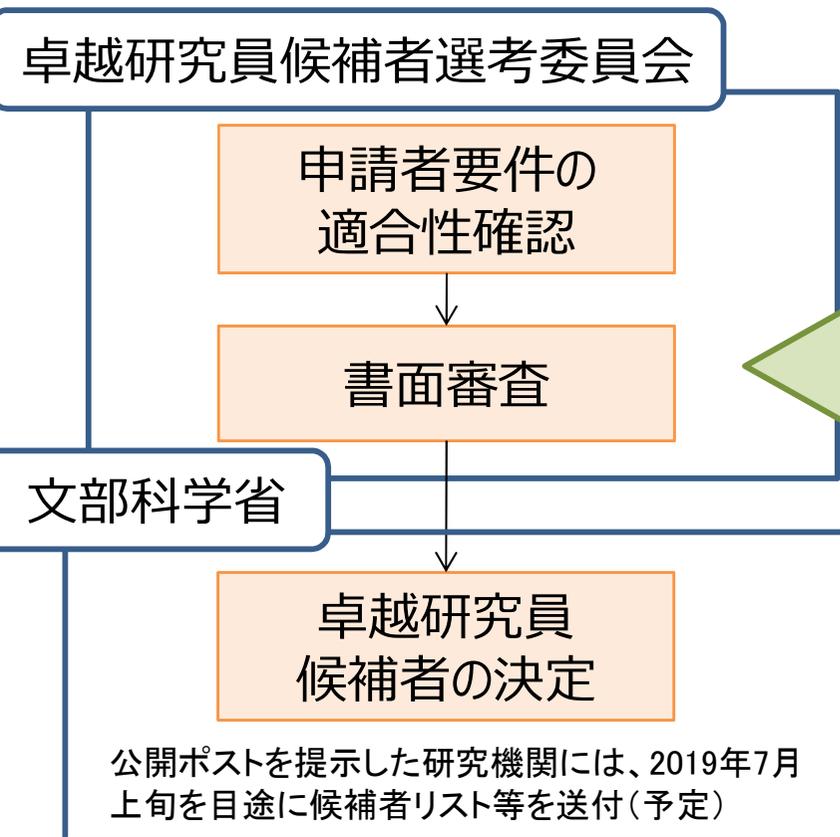
申請期限間際は、システム負荷が大きく、申請に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合があります。例年、如何なる場合でも期限の延長等はありませんので、十分に余裕をもって申請を完了してください。

○提出方法・提出先

電子申請システムを使用するには、JSPSが設置・運営する電子申請システムを通じて「ID・パスワード発行申請」を行った上で、取得したID・パスワードを用いて電子申請システムにログインし、申請書の作成・提出を行ってください。詳細は以下のURLを参照してください。

https://www.jsps.go.jp/j-le/koubo_kenkyu.html

□ 卓越研究員候補者の選考のための審査は、JSPSに設置する「卓越研究員候補者選考委員会」において実施。



書面審査における主な審査の観点

- ① 我が国の科学技術・学術研究や科学技術イノベーションの将来を担う優れた研究リーダーとなることが期待できること
- ② 世界水準の研究力を有し、新たな研究領域等の開拓が期待できること
- ③ 研究目的及び研究計画が明確かつ具体的であり、優れていること
- ④ 産学官の研究機関で活躍し得る意欲や柔軟性を有すること

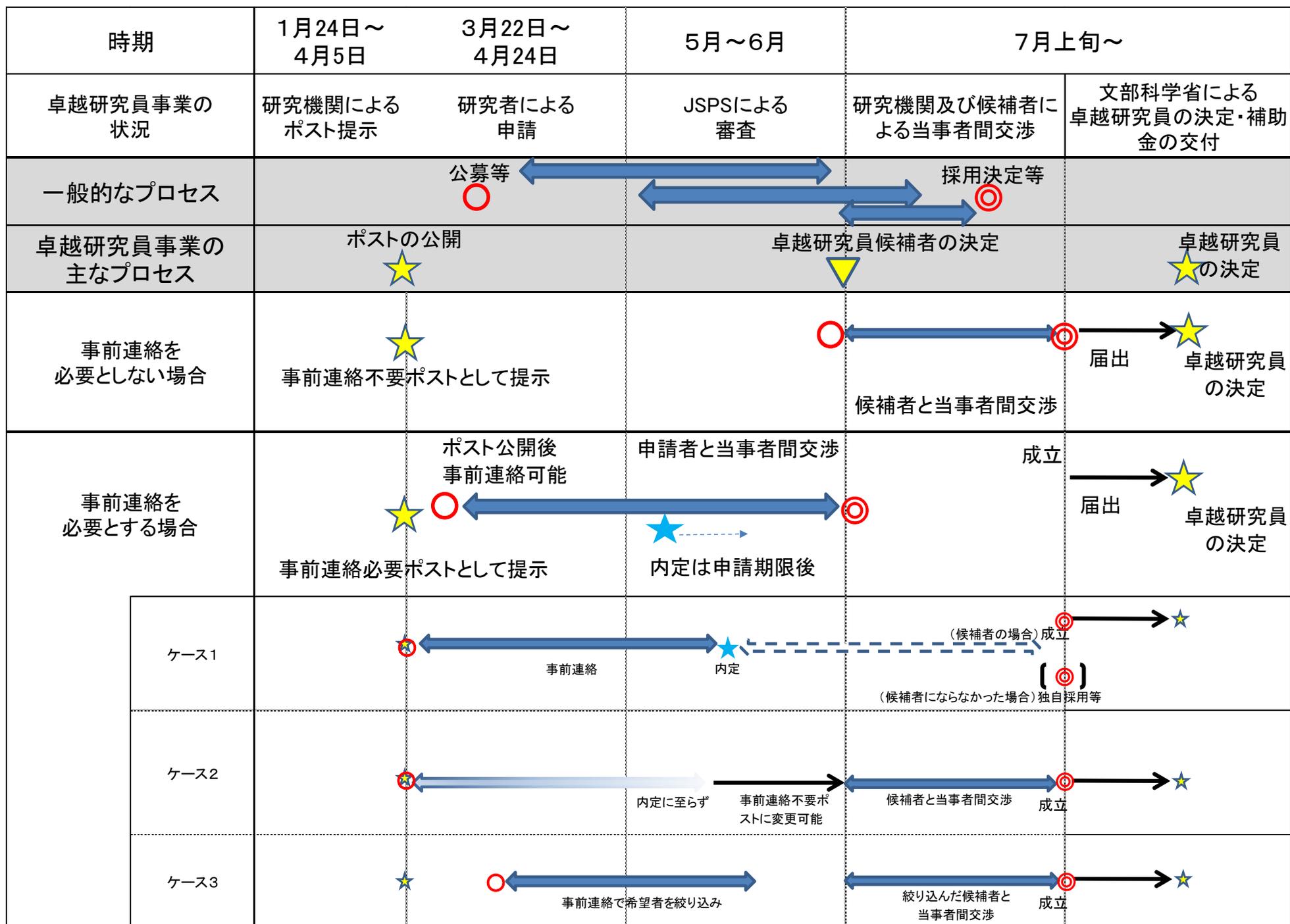
※海外での研究実績、卓越研究員候補者の多様性（分野、性別等）等を考慮

※前年度からの変更事項
・特になし。

- 申請者と各研究機関との間で、個別交渉（＝当事者間交渉）を行っていただきます。具体的には、**当事者間で直接、JREC-IN Portal、当事者間交渉支援機関（後述）を介して連絡を取り合ってください。**
- 研究機関はポスト提示の際、ポストごとに申請書に「事前連絡」（後述）の要否や選考プロセス等の概要を記載。なお、選考プロセスが公正で透明性の高いものとなるよう配慮していますが、ポストの公開後、選考プロセス等が変更されることがあるため、ウェブサイトで最新の状況を確認してください。
- 卓越研究員候補者の決定後、文部科学省又はJSPSから、**当該候補者リストを、ポストを提示した全ての研究機関へ配付。**

- ポスト提示の段階で、ポストごとに「事前連絡」の要否が明記されています。
- 「事前連絡」とは、ポストの公開後、卓越研究員候補者の決定前に申請（予定）者と各研究機関が個別に連絡を取り合い、当事者間交渉を進めることを指します。
- 希望するポストが「事前連絡：要」となっている場合は、卓越研究員候補者の選考結果を待たず、積極的に研究機関に連絡を取ってください。
※ただし、研究者の申請期限終了（2019年4月24日）までは、内定等はできません。
- 研究機関は、事前連絡を必要とするポストから、事前連絡を不要とするポストに変更することがあります。
※ただし、事前連絡を不要とするポストから必要とするポストへの変更は、申請者にとって不利益が生じる可能性があるため不可。

⑤ 当事者間交渉（事前連絡を含む）



- 当事者間交渉が円滑に進むよう、卓越研究員候補者決定後に、当該候補者リスト及び申請書情報について、ポストを提示した全ての研究機関に送付。（7月上旬予定）
- また、申請段階において、研究機関へ申請書情報を提供することに同意した者の情報については、候補者決定前に提供。（5月下旬予定）
- 提供する申請書情報は、研究者_様式1及び研究者_様式1別紙。
※「第一希望機関属性」は、研究機関に提供されません。

※前年度からの変更事項

・特になし。

- 当事者間交渉がより一層円滑に進むよう、候補者と各研究機関をつなぐための当事者間交渉支援の導入を予定。
- 文部科学省と委託契約を締結した民間の職業紹介事業者が、卓越研究員候補者決定後に、当該候補者リスト及び申請書情報（研究者_様式1、研究者_様式1別紙及び「第一希望機関属性」）を活用しつつ、候補者と研究機関との当事者間交渉を支援します。

※前年度からの変更事項

- ・民間の職業紹介事業者を活用した当事者間交渉支援を導入予定。
詳細については、後日連絡。

卓越研究員としての決定

研究機関との当事者間交渉を経て、**2019年9月末までに当事者間交渉が完了し、2019年度中に雇用が開始される場合、2019年度の卓越研究員（72名程度（予定））として、文部科学省が決定。**

補助金による支援【A】（支援を希望する機関のみ）

- ① 卓越研究員の研究費（2年間）
一人当たり各年度600万円（人文学・社会科学系は400万円）を上限
- ② 研究環境整備費（5年間）
各研究機関に在籍する卓越研究員の数に支援単価（※）を乗じた額を上限

※ 1～2年度目：200万円（条件を満たした場合、追加支援あり。次ページ参照）
3～5年度目：200万円

研究環境整備費の支援額一覧

	1～2年度目	3～5年度目
卓越研究員(①及び②を除く)	200万円	
国外機関からの採用(①)	300万円	200万円
クロスアポイントメントによる採用(②)	400万円	200万円
若手研究者の採用(③)	100万円	—

(金額はいずれも一人当たりの上限。)

※①かつ②の場合は、②を適用。

※前年度からの変更事項

・特になし。

補助金による支援【B】（支援を希望する企業のみ選択可能）

産学連携活動費（5年間）

卓越研究員が大学、大学共同利用機関、高等専門学校及び国立研究開発法人との共同研究又は受託研究（以下「共同研究等」という。）に参画する場合は、その共同研究等に係る契約に基づき、企業が負担する費用の1 / 2を上限に各年度1,000万円まで支援

例) 大学との共同研究において、卓越研究員が参画し、企業が500万円を負担する契約を締結した場合、産学連携活動費として250万円を支援。

※前年度からの変更事項

- ・ 産学連携活動費を新設。支援を希望する企業により、ポスト提示の際に、【A】又は【B】が選択されています。

卓越研究員が当該ポストから異動した場合

- ・異動した翌年度から、補助金による支援は行いません。
- ・ただし、2020年度以降に本事業において新たに公開されるポストへ異動した場合には、異動先の研究機関に対して、異動した翌年度から補助金による支援を引き続き行うことがあります。

卓越研究員候補者資格の継続

2019年度中に当事者間交渉が完了しなかった卓越研究員候補者については、翌年度以降も継続の申請をすることにより、**候補者資格を2021年度まで継続することが可能。**

(翌年度以降に年齢要件を満たさなくなる場合でも、候補者資格を継続することが可能です。)

- ※ 平成30年度公募において、当事者間交渉が完了しなかった候補者については、継続の申請をすることにより、2019年度に限り当事者間交渉に参加することが可能。

※前年度からの変更事項

- ・卓越研究員候補者資格を翌々年度まで継続可能に変更。(平成30年度の候補者については2019年度に限り申請可能。)

卓越研究員のフォローアップ等

- 卓越研究員として決定された場合、氏名、研究分野及び雇用研究機関等を、文部科学省のウェブサイト等を通じて公表。
- 我が国の科学技術イノベーションに資する人材育成の推進や卓越研究員事業の充実等を図るため、研究機関及び卓越研究員本人に対して、卓越研究員の決定年度及びその後の10年程度の間、卓越研究員の研究活動状況等について調査を予定。また、本事業に申請した研究機関、研究者にも、アンケート調査を予定。これらを踏まえ、卓越研究員の活動状況を、文部科学省のウェブサイト等を通じて公表。